

「指定計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 職員の職務内容	2
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	5
10. 損害賠償保険への加入	6
11. 苦情の受付について	6
12. 個人情報保護に関する基本方針	8
13. 個人情報の利用目的	9
14. 暴力団等反社会勢力の排除及び契約の解除等に関する確約書.....	10

社会福祉法人ヘルプ協会

ぐる～りあ相談支援事業所 指定特定相談支援事業所

当事業所は伊丹市より次の指定を受けています。

2 8 3 3 3 1 0 0 6 9

1. 事業者

法人	社会福祉法人 ヘルプ協会
法人所在地	〒664-0891 兵庫県伊丹市北園1丁目19番1
電話番号	072-777-0765 法人本部
FAX 番号	072-777-0704
ホームページ	http://helkyo.com/
メールアドレス	gloria@helkyo.or.jp
代表者氏名	理事長 田中 喜代子
設立年月	平成11年12月8日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所
開設年月日	平成26年6月1日
事業所番号	2833310069
事業所の名称	ぐる～りあ相談支援事業所
事業所の所在地	〒664-0836 兵庫県伊丹市北本町2丁目79番地
電話番号	072-777-7874
FAX 番号	072-744-2388
管理者氏名	管理者 河上 夏子
事業の目的・ 運営方針	<p>(1) 指定計画相談支援は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(2) 指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>(3) 市及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。</p> <p>(4) 関係法令等を遵守します。</p>

3. 事業実施地域

伊丹市全域

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、12月30日～1月3日を除きます）
営業時間	9時～18時

※ただし、緊急を要する場合はご相談ください。電話（072-777-7874）

から携帯電話に転送され連絡が可能です。

※大雨・洪水・暴風等により警報が発せられ、所定時間内の訪問が困難と思われる場合は、訪問時間の変更もしくは臨時休業することがあります。

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

（令和3年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤	業務の別	合計	職務の内容
管理者	1名	0名	兼務	1名	従業者、業務の管理
相談支援専門員	1名	0名	兼務	1名	サービス等利用計画の作成等、申請代行手続き等
事務職員	0名	0名	専任	0名	事務全般

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	当該事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理等
相談支援専門員	基本相談受付、支給決定に係る申請手続き代行、サービス等利用計画の作成・モニタリング・変更、各サービス提供事業者との連絡調整等

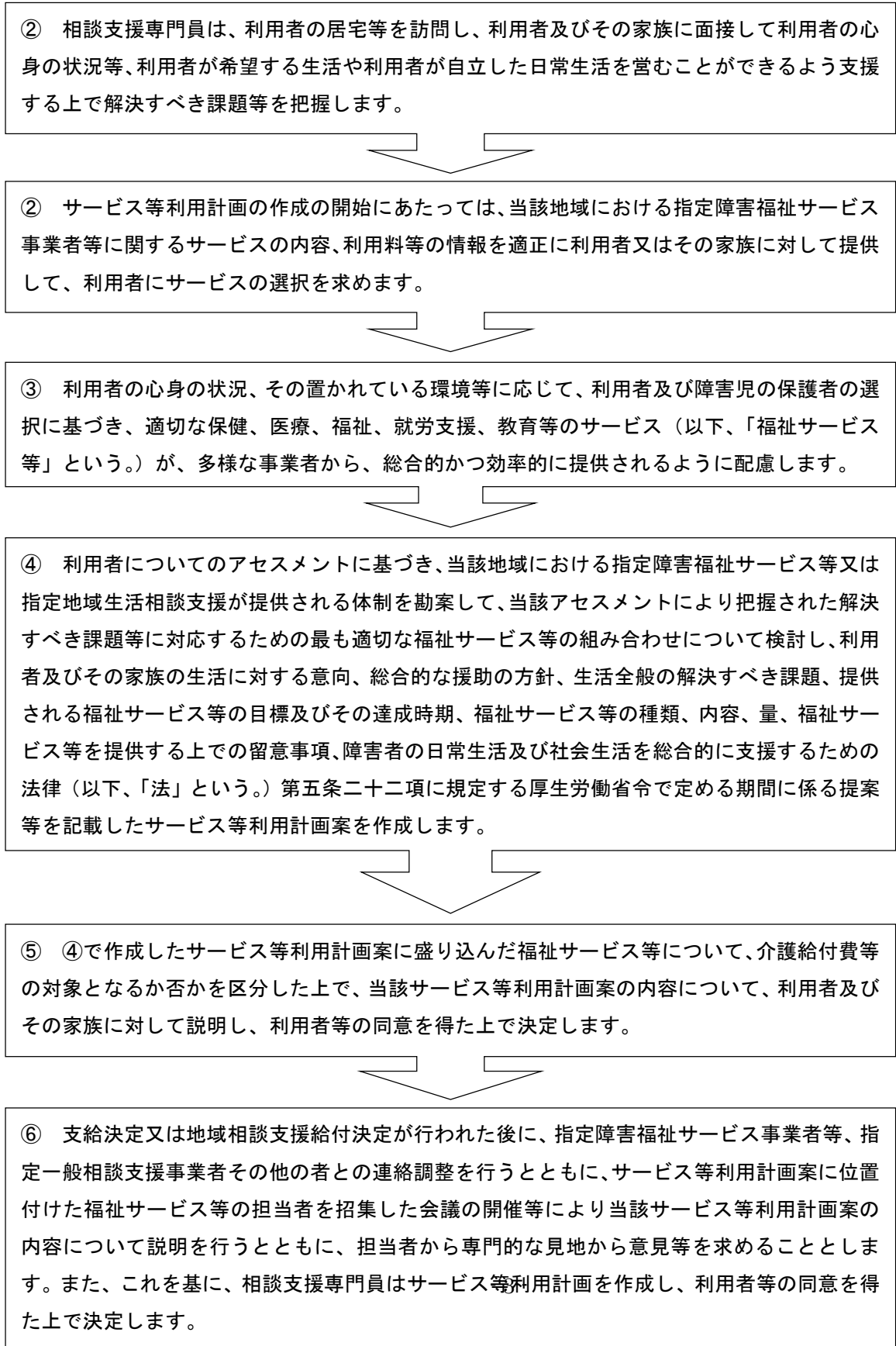
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>



② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者等が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金（第7条参照）

① サービス利用料金

指定計画相談支援に関する利用料金について、事業者が法の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

サービス利用支援費（Ⅰ）	16,663円
サービス利用支援費（Ⅱ）	7,759円
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	13,864円
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	6,423円
初回加算	3,180円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,120円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,060円
退院・退所加算	2,120円
居宅介護支援事業所等連携加算 （情報提供以外）	3,180円
（情報提供）	1,060円
医療・保育・教育機関等連携加算	1,060円
サービス担当者会議実施加算	1,060円
サービス提供時モニタリング加算	1,060円
精神障害者支援体制加算	371円

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

事業所から片道概ね10km未満	200円
事業所から片道概ね10km以上の場合5km毎に	100円

交通費の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求をさせていただきます。

支払いは、原則として郵便局・銀行の「自動払込」でお願いしています。

お支払い方法
・郵便局・銀行の自動払込 郵便貯金通帳・銀行預金通帳をご用意のうえ、所定の手続きをしていただきますと 便利な自動払込がご利用いただけます。

8. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条第4項参照）

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人ヘルプ協会個人情報保護に関する基本方針）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援を提供した日から5年間です。

[本事業にて保存している書類]

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録

- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	月曜日～金曜日（祝日、12月30日～1月3日を除く） 9時～18時
----------	--------------------------------------

10. 損害賠償保険への加入（契約書第10条第2項参照）

本事業者は、損害賠償責任保険に加入しています。

11. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付担当者	ぐろ～りあ相談支援事業所 相談支援専門員 河上 夏子
電話番号	072-777-7874 (9時～18時受付)
FAX番号	072-744-2388 (24時間受付)
Eメール	gloria.hcs@helkyo.or.jp
受付日	月曜日～金曜日（祝日、12月30日～1月3日は除きます）
苦情解決責任者	社会福祉法人ヘルプ協会 施設長 竹下 千晴
電話番号	072-777-0765 (9時～18時受付)
FAX番号	072-777-0704 (24時間受付)
Eメール	mail@helkyo.or.jp (24時間受付)
受付日	月曜日～金曜日（祝日、12月30日～1月3日は除きます）
第三者委員会	田淵 謙二 喜多 伸介

※苦情等（個人情報の保護に関する事項を含みます）の受付窓口は受付担当者です。

また、苦情解決責任者は、苦情等（個人情報の保護に関する事項を含みます）の申し出をされた方と、話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課	伊丹市千僧1丁目1番地 電話 072-784-8032 FAX 072-784-8036
兵庫県 国民健康保険 団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話 078-332-5617 FAX 078-332-5650 月曜日～金曜日 9時～17時15分

年 月 日

指定計画相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項、個人情報の利用目的および暴力団等反社会的勢力の排除についての説明を行いました。

事業所名	ぐろ～りあ相談支援事業所		
管理者	河上 夏子		
説明者職名	相談支援専門員	氏名	河上 夏子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明、個人情報の利用目的および暴力団等反社会的勢力の排除に関する説明を受け、指定計画相談支援の提供開始に同意しました。

利用者住所	
氏名	印

代理人住所	
代理人氏名	印
続柄	

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人ヘルプ協会（以下、「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービス及び障害福祉サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得に当たり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話：072-777-0765）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応処理

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報保護に関する基本方針は、当法人のホームページ（<http://helkyo.com/>）で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会
理事長 田中喜代子

個人情報の利用目的

社会福祉法人ヘルプ協会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスまたは障害福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 法人の事業所内部での利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービス
- ② 介護保険事務または支援費事務
- ③ 介護サービスまたは障害福祉サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療・障害福祉サービスの向上

2. 他の介護事業者等または障害福祉事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①事業所が利用者等に提供する障害福祉サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者との連携、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②支援費事務のうち
 - ・支援費事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 法人の事業所内部での利用に係る利用目的

- ①事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや障害福祉サービス、業務の維持・改善の基礎資料
 - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
 - ・事業所において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ①事業所の管理業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を越えて個人情報を取り扱う事はいたしません。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会 理事長 田中 喜代子

暴力団等反社会的勢力の排除および

契約の解除等に関する確約書

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とします。

① 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ア 暴力団
- イ 暴力団員
- ウ 暴力団関係者
- エ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- オ その他前各号に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴法人の信用を毀損し、又は貴法人の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

以 上